



2007年 4月26日

各 位

大阪市淀川区西宮原1丁目7番31号  
I D E C 株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 船木俊之  
(コード番号 6652)  
問合せ先  
責任者役職名 常務執行役員経営管理担当  
氏 名 土 谷 泰 三  
T E L (06) 6398-2500

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2007年4月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、下記のとおり2007年6月8日開催予定の第60期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法の規定に基づき取締役および監査役の会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で取締役会の決議により減免できる旨の規定を新設するものであります。また、将来、社外役員として独立性の高い有用な人材を迎えられるよう、会社法の規定に基づき会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、取締役会の決議による取締役の責任免除および社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設することにつきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- (2) 上記(1)の変更に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2007年6月8日(金曜日)
定款変更の効力発生日	2007年6月8日(金曜日)

以 上

別紙

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p><u>第29条 (取締役の責任免除)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任</u>  <u>務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者</u>  <u>を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度におい</u>  <u>て、取締役会の決議をもって免除することができ</u>  <u>る。</u>  <u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定によ</u>  <u>り、社外取締役との間に、任務を怠ったことによ</u>  <u>る損害賠償責任を限定する契約を締結することが</u>  <u>できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額</u>  <u>は、法令の規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第35条</p> <p>(省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第36条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>第37条 (監査役の責任免除)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任</u>  <u>務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者</u>  <u>を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度におい</u>  <u>て、取締役会の決議をもって免除することができ</u>  <u>る。</u>  <u>(2) 当社は、会社法第427条第1項の規定によ</u>  <u>り、社外監査役との間に、任務を怠ったことによ</u>  <u>る損害賠償責任を限定する契約を締結することが</u>  <u>できる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額</u>  <u>は、法令の規定する額とする。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条</p> <p>(省 略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第41条</p> <p>(省 略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第41条～第43条</p> <p>(現行どおり)</p>